

令和8年度 土壌汚染対策法に基づく技術管理者の 技術管理者証更新の手引き

土壌汚染対策法に基づく技術管理者証の有効期間は5年間です。有効期間の更新を受けようとする者は、技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前から満了する日までの間に、環境大臣が行う講習（更新講習）を受け、環境大臣に更新講習を修了した旨の証明書（修了証）を提出する必要があります。

【注意】

技術管理者証は、有効期間が満了する日までに更新申請が為されないと資格失効となります。

更新講習を受講しただけでは、技術管理者証は更新されませんので、ご注意ください。

申請を受理してから更新後の技術管理者証が到着するまで、1ヶ月半程を要します。

更新講習受講後は速やかに更新申請手続きを行ってください。

土壌汚染対策法に基づく技術管理者証の更新を申請する際は、この更新の手引きをよくお読みの上、お間違えのないように手続きを行ってください。

なお、技術管理者証の更新申請には、更新手数料の銀行振込及びインターネットからの申請手続きが必要です。

● 技術管理者証更新のための申請手続き

1. 技術管理者証の更新申請について

更新講習を修了した方は、技術管理者証の更新申請を行ってください。更新申請は、一般財団法人日本環境衛生センターのホームページ (<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>) で受け付けます。

2. 更新申請手数料

1,250 円（非課税）

3. 更新申請方法

更新講習受講後、下記の【ステップ1】から【ステップ4】の手順で更新申請を行ってください。

【ステップ1】

更新申請手数料 **1,250 円** を下記の口座にお振込みください。

＜振込先＞	
・銀行名	三菱 UFJ 銀行
・支店	川崎駅前支店
・預金種別	普通
・口座番号	4 7 7 3 3 2 3
・口座名義	一般財団法人日本環境衛生センター ザイ) ニホンカンキョウエイセイセンター

＜更新申請手数料を振込む際の注意事項＞

- ※ **振込手数料は申請者がご負担ください。**
- ※ 金融機関から発行される更新申請手数料を振り込んだ際の振込明細を必ず受領してください。
インターネットバンキングで振り込んだ場合は、振込完了画面など、振込日、振込名義、振込金額がわかる画面をスクリーンショット等で保存してください。

【ステップ2】

下記の必要書類をそろえてください。

＜必要書類＞

<ul style="list-style-type: none">① 更新申請手数料を振り込んだ際の振込明細の画像またはスキャンデータ (振込日、振込名義、振込金額がわかるもの)② 更新講習の修了証の画像またはスキャンデータ③ 現在の技術管理者証 (原本) ※郵送してください④ 技術管理者証の記載内容に変更がある方のみ： 本籍の記載のある住民票の写し (又は戸籍謄本・抄本、これらに代わる書面。 いずれも発行から6ヵ月以内のものに限る。) の画像またはスキャンデータ

- ※ ①について、インターネットバンキングで振り込んだ場合は、振込完了画面など、振込日、振込名義、振込金額がわかる画面のスクリーンショット等を用意してください。
- ※ ③の現在の技術管理者証を紛失・汚損した場合は、4頁の「● 技術管理者証の再交付」をご確認の上、再交付手続きを行ってください。また、現在の技術管理者証の有効期間内に再発行が完了しない場合は、ステップ3までの手続きを技術管理者証の有効期間内に行ってください。なお、この場合は、再交付された技術管理者証が提出されるまで新しい技術管理者証は交付されません。
- ※ ④は技術管理者証の内容に変更がある方のみ必要です。
- ※ 技術管理者証には旧姓を併記することが可能です。ただし、旧姓のみでの登録はできません。旧姓の併記を希望する場合は、必ず本籍と旧姓の記載のある住民票の写し (又は氏の変更が確認できる戸籍謄本・抄本、これらに代わる書面。いずれも発行から6ヵ月以内のものに限る。) が必要です。

【ステップ3】

「更新申請フォーム」にアクセスし、入力欄に従って情報を入力してください。また、ステップ2で用意した必要書類のうち、①、②、④をフォーム上に添付し、送信してください。「更新申請フォーム」は日本環境衛生センターのホームページ

(<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>) からアクセスすることができます。

※ 添付可能なファイル形式は下記のとおりです。下記以外のファイルは添付できませんのでご注意ください。

(jpeg、jpg、png、csv、doc、dox、xls、xism、xlsx、pps、ppt、pptx、pdf)

※ インターネットからの更新申請が完了すると、申請を受付した旨の自動返信メールが届きます。自動返信メールには、申請した内容が記載されていますので、大切に保管してください。

<日本環境衛生センター 土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習 更新申請ホームページ>



URL : https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx#_3002

【ステップ4】

ステップ2で用意した必要書類のうち、③**現在の技術管理者証（原本）**を事務局へ書留で郵送してください。

<郵送先>

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6

一般財団法人日本環境衛生センター

サステナブル社会推進部 土壌汚染調査技術管理者講習係

4. 更新申請書の受付期間

令和8年9月1日(火)から令和8年度の更新申請を受け付けます。

目安として**申請を受理してから更新後の技術管理者証が到着するまで1ヶ月半程度を要します**。技術管理者証の有効期間が満了する日の直前ではなく、更新講習受講後は速やかに更新申請手続きを行ってください。

また、**更新申請は、現在の技術管理者証の有効期間が満了する日までに行ってください**。

更新講習受講後であっても有効期間の満了する日までに更新申請が行われていない場合は、更新を放棄したとみなされます。**有効期間が満了する日を過ぎると、技術管理者証は効力を失いますので、ご注意ください**。

5. 修了証の再交付

土壤汚染調査技術管理者「更新講習」の修了証の交付を受けた者が修了証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

一般財団法人日本環境衛生センターのホームページにアクセスし、「更新講習修了証再交付フォーム」から申請してください。

なお、修了証の再交付には、再交付申請手数料（1,250円）が必要です。

<更新講習修了証再交付フォーム>

<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/530/Default.aspx>

● 技術管理者証の再交付

「技術管理者証」の交付を受けている者が技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

技術管理者証の再交付の申請に関する詳細は下記、環境省ホームページをご確認ください。

<https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html>



環境省ホームページ https://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam/post_25.html

※ 更新申請については、下記の「土壤汚染調査技術管理者講習事務局」が窓口となりますので、ご相談やお問い合わせなどは下記にお寄せください。

【土壤汚染調査技術管理者講習事務局】

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6

一般財団法人日本環境衛生センター

サステナブル社会推進部 土壤汚染調査技術管理者講習係

電話：044-288-4919（受付：平日 9：00～17：00）

メールアドレス：dojo_01@jesc.or.jp